

事務連絡  
令和8年3月19日

各都道府県、市区町村 民生・衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省政策統括官付参事官（総合政策統括担当）

市町村職員等を対象とするセミナーの開催予定日の決定について

日頃より厚生労働行政に関しまして、一方ならぬ御尽力、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

厚生労働省では、厚生労働行政について、市町村相互、または市町村・厚生労働省間で情報・意見交換等を行うことを通じ、地域の特性に応じた保健福祉サービス等の向上を図るために必要な情報や企画立案の手法を体得する機会を提供することを目的として、市町村職員等を対象とするセミナーを開催しております。

つきましては、令和8年度においても、別添の実施要項に従って実施してまいりますので、関係する部署に対してこれを周知し、積極的な参加を促していただくようお願い申し上げます。

なお、各回の開催通知、参加募集等につきましては、開催の概ね4週間前に別途貴部局宛てに御案内いたしますので併せて御承知おきいただくようお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省政策統括官付政策統括室

政策第三班 小澤、中村

TEL 03-5253-1111（内線7680、7579）

E-mail [stshaho2@mhlw.go.jp](mailto:stshaho2@mhlw.go.jp)

## 令和8年度市町村職員等を対象とするセミナー 実施要項

### 1. 市町村セミナーの目的

市町村職員等を対象とするセミナー（以下「市町村セミナー」という。）は、市町村厚生労働行政交流研修事業として、厚生労働行政について、市町村相互及び市町村・厚生労働省間等で情報や意見の交換等を行うことを通じて、市町村等が地域の特性に応じた保健福祉サービス等の向上を図るために必要な情報や企画立案の手法を得る機会を提供するとともに、市町村等の厚生労働行政に対する考え方や行政需要等を把握し、厚生労働行政の企画立案に資することを目的とする。

### 2. 市町村セミナーの概要

#### (1) 内 容

市町村セミナーにおいては、市町村職員等の厚生労働行政に対する理解を深め、厚生労働行政の一層の推進に資するよう、市町村に関わりの深い厚生労働行政テーマに基づき、厚生労働省職員からの説明・情報提供、有識者による講演、市町村等からの事例報告、厚生労働省職員と参加者及び参加者相互の意見交換等を行うこととする。

#### (2) 開催日程及びテーマ案

別紙1のとおりとする。但し、諸事情により変更することもあり得る。その際には別途事務連絡にて通知することとする。

#### (3) 参加対象者及び参加募集

市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）の職員等を広く対象とし、参加募集要領（別紙2）に基づき、各回の概ね4週間前に「一斉通知・調査システム」を通じて通知・募集する。

#### (4) 実施方法

オンラインもしくはオンラインと対面を併用する形式での開催とする。いずれの形式で開催するかについては、各回の概ね4週間前に「一斉通知・調査システム」を通じてご連絡する。

オンラインの場合、参加者は開催3日前目処でメールにて連絡するZoomのURLから参加することとする。定員を超え、参加不可となった方については、YouTubeにて行う同時配信を視聴いただくことを可能とする。

なお、オンライン開催に係る詳細な留意事項等は、開催の度に、参加者に対してZoomのURLと併せてご連絡することとする。

オンラインと対面を併用する形式の場合、申込みの際に対面での参加もしくはオンラインでの参加を選択することを可能とする。オンラインの実施手法は、上記のオンラインの場合と同様とする。

対面開催の場所または留意事項等については、各回の概ね4週間前に「一斉通知・調査システム」を通じてご連絡する。

なお、定員の都合等により、参加者が選択した参加形式での参加が難しい場合には、別途調整することとする。

(5) 参加費用

無料とする。対面で参加する際の旅費（交通費、宿泊費）については、参加者の属する市町村等の負担とする。

(6) その他

市町村セミナーの庶務は、厚生労働省政策統括官付政策統括室政策第三班において担当する。

また、スケジュールや使用した資料については、厚生労働省ホームページ内 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/seminar/index.html>) において掲載することとしている（一部の資料については掲載対象外とすることもある）。

## 令和 8 年度「市町村セミナー」開催予定一覧

回目	開催予定	
	テーマ	
第 185 回	令和 8 年 6 月 12 日 (金)	ひきこもり支援を地域で広げる市町村プラットフォーム ～誰もが参加できるネットワークと地域の居場所づくり～
第 186 回	令和 8 年 6 月 26 日 (金)	新たな地域医療構想及び在宅医療の推進における市町村の役割等について
第 187 回	令和 8 年 7 月 10 日 (金)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と第 8 期障害福祉計画の関係について

1. 基調講演 (講師: 外部有識者)  
「地域づくりを土台として機能する市町村プラットフォーム」に関して、専門分野として研究している外部有識者を招いて講演

2. 事例報告 (講師: 先行自治体等)  
ひきこもり・地域のネットワークづくりに先行して取り組んでいる自治体に登壇いただき、ネットワーク設立の背景やこれまでのプロセスに加え、現在の取り組みとして、“誰でも参加できる場”としての工夫や地域がつくる居場所づくりの実践などを紹介

3. パネルディスカッション  
外部有識者、先行自治体等及びひきこもり経験者とその家族によるパネルディスカッション

4. 意見交換

【開催方法】 オンラインを予定。

1. 新たな地域医療構想について  
新たな地域医療構想においては、在宅医療や介護との連携等が対象に追加され、在宅医療・介護連携推進事業の実行者であり、介護保険事業を運営している市町村の役割が重要となる。そのため、新たな構想における市町村の役割等について、市町村担当者の理解促進を図るための研修を行う。

2. 在宅医療の推進について  
・「在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備・運用に関するガイドブック (第 2 版)」を活用した地域における在宅医療提供体制の整備について  
・ACP (アドバンス・ケア・プランニング) 及び「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った研修の周知について  
・在宅医療における地域におけるBCP (業務継続計画) 策定の推進について

【開催方法】 オンラインを予定。

1. 行政説明 (社会・援護局障害保健福祉部精神障害保健課)  
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と第 8 期障害福祉計画の関係について

2. 講演 (講師: 外部有識者)  
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する厚生労働科学研究班員を招いて下記を講演  
・ロジックモデルを活用した精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進  
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場の効果的、効率的な運用及び評価に向けた取り組みについて

3. 意見交換  
参加自治体と外部有識者、厚労省で意見交換。

【開催方法】 オンラインと対面の併用を予定。

第 188 回	令和 8 年 10 月 9 日 (金)	頼れる身寄りがない高齢者等への支援について  【開催方法】 オンラインと対面の併用を予定。
	1. 行政説明 (老健局、社会・援護局) 介護保険法や社会福祉法等の改正を踏まえた「頼れる身寄りがない高齢者等への支援」について 2. 事例報告 (自治体・外部有識者等) 自治体や外部有識者等に、頼れる身寄りがない高齢者等が抱える課題への支援に関する先進的な取組・活動について報告いただく 3. パネルディスカッション 自治体と外部有識者、厚労省等によるディスカッション 4. グループワークや意見交換 会場参加自治体と外部有識者、厚労省でグループワークや意見交換	
第 189 回	令和 9 年 1 月 15 日 (金)	1. 行政説明 (健康・生活衛生局がん・疾病対策課) アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な考え方について 2. 基調講演 (外部講師) 食物アレルギー対策の現状について ～アレルギー原因食物の変化や成人アレルギー患者の増加、アナフィラキシーへの対応～ 3. 自治体からの実践報告 1) 食物アレルギーの対応についてー管理栄養士等の立場からー (案) 2) 食物アレルギー患者の災害時対応について (案) 4. パネルディスカッション 外部講師と実践報告自治体  【開催方法】 オンラインを予定。
	食物アレルギーの現状と対応について ～アレルギー原因食物や疾病構造の変化と食物アレルギー患者への対応～	
第 190 回	令和 9 年 1 月 29 日 (金)	1. 行政説明 (高齢者支援課) 2. 基調講演 (講師:外部有識者) 法施行後 20 年間を調査結果等に基づき振り返り、現状と課題について整理 3. 実践報告 (報告者:自治体) 養護者による虐待と従事者による虐待、それぞれの虐待防止体制 (ネットワーク構築、マニュアル作成、人材育成等) や事例対応の実践等の報告 4. パネルディスカッション 外部有識者と実践報告自治体、都道府県、厚労省等によるディスカッション  【開催方法】 オンラインを予定。
	高齢者虐待防止の現状とこれから～高齢者虐待防止法施行 20 年を迎えて～	

第 191 回	令和 9 年 2 月 12 日 (金)	<p>&lt;午前&gt;第 1 部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政説明 (健康・生活衛生局健康課) 市町村の健康危機における保健活動 (仮)</li> <li>2. 基調講演 (講師:外部有識者) 健康危機における情報システムの活用 (一部ワーク含む) (仮)</li> <li>3. 実践報告 (報告者:市町村) 災害時における市町村保健師の活動～派遣と受援の両側面から～ (仮)</li> </ol> <p>【12:00～13:00 昼休憩】</p> <p>&lt;午後&gt;第 2 部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政説明 (健康・生活衛生局健康課) 2040 年を見据えた保健師の保健活動について (仮) ～市町村における改正保健師活動指針を踏まえた保健活動の展開～ (仮)</li> <li>2. 基調講演 (講師:外部有識者) 2040 年に向けて保健師の活動を支える組織体制等について (仮)</li> <li>3. 実践報告 (報告者:自治体) 2040 年を見据えた市町村の保健活動等について (仮)</li> </ol> <p>【開催方法】 オンラインを予定。</p>
	2040 年を見据えた保健師活動のあり方	

※詳細については、セミナー開催の概ね 4 週間前を目途に発出を予定している都道府県宛事務連絡もしくは厚生労働省ホームページ内の市町村職員等を対象とするセミナーのページをご確認ください。

## 令和 8 年度市町村職員等を対象とするセミナー 参加募集要領

**1 テーマ・内容、開催日時・場所、募集定員の通知**

開催については、各回開催日の概ね 4 週間前に、一斉通知・調査システムを通じて事務連絡を送付し、セミナー概要及びプログラム案等を通知することとする。

**2 申込みについて****(1) 申込み方法**

参加を希望する市町村職員等は、回ごとに Microsoft Forms もしくは一斉通知・調査システムを通じて申し込むものとする。

Microsoft Forms の申込用リンク等、申込み方法の詳細については、セミナー開催の概ね 4 週間前を目途に、一斉通知・調査システムにてお知らせする。

**(2) 申込み締め切り**

申込みにあたっては先着順とし、定員に達した時点で締め切ることとする。

定員に達した以降に申し込んだ者に対しては、その旨の通知をメールにて返信することとするとともに、YouTube にて行う同時配信の URL を送付することとする。

**3 その他（アンケート等の実施）**

内容の充実に資するため、参加する市町村職員等に対し、アンケートや質問、調査等を依頼することがあるので、ご協力いただくようお願いする。

なお、当該アンケート等については、当省がその結果等の提供の義務を負うものではない旨申し添える。

**4 市町村等との連絡担当**

セミナーに関する庶務的な問い合わせ等の連絡業務は、厚生労働省政策統括官付政策統括室第三班が担当するが、制度等に対する照会については、厚生労働省の各々の担当部局へご連絡いただくようお願いする。